

毎年1回、全国19都市で一斉に実施。 受験者は逐年増加傾向に。

社会保険労務士の国家試験は、毎年1回、厚生労働大臣が全国19都市で行い、国家試験の事務は（合格決定に関する事務を除く。）連合会が行っています。

社会保険労務士となるには、社会保険労務士試験に合格し、労働社会保険諸法令に関する事務に従事した経験が2年以上ある者が、連合会に備える社会保険労務士名簿に登録しなければなりません。

なお、2年以上の実務経験がない人については、連合会が行う講習を受けることにより、社会保険労務士となる資格を得る途も開かれています。

連合会はまた、実務経験者を対象とした試験科目一部免除のための講習も行っています。

社会保険労務士 国家試験

